

ドコモの固定VPN 付加価値情報基盤サービス利用規約 共通編

第1章 総則

(本規約の目的)

第1条

1. 当社は、このドコモの固定VPN 付加価値情報基盤 サービス利用規約(以下、「本規約」といいます。)を定め、これにより第5条に規定するドコモの固定VPN 付加価値情報基盤 サービス(当社が本規約以外の利用規約等及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。以下、「付加価値情報基盤サービス」といいます。)を提供します。付加価値情報基盤サービスは、当社のSmart Data Platformサービス(当社が「Smart Data Platformサービス利用規約」に基づき提供するサービスをいいます。)を利用して提供されます。
本規約は共通編及び別冊から成り立ちます。本規約には、別冊において、補足、別記、料金表及び別紙がある場合には、それらも含みます。なお、本規約の共通編及び別冊の条件に齟齬が生じる場合は、別冊の条件が優先して適用されるものとします。
2. 付加価値情報基盤サービスに係る契約者(以下、「契約者」といいます。)は、本規約を誠実に遵守するものとします。

(本規約の範囲)

第2条

1. 本規約は契約者と当社との間の付加価値情報基盤サービスに関する一切の関係に適用します。
2. 当社が付加価値情報基盤サービス提供の円滑な提供、運用を図るため必要に応じて契約者に通知する付加価値情報基盤サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

(本規約の変更)

第3条

1. 当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社のWeb サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。
2. 本規約の変更の効力が発生した後、契約者が、特段の申し出なく、本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったとき、その他当該変更の特段の異議無く承諾したものと当社が判断したときは、かかる変更に同意したものとみなし、特に断りの無い限り料金その他の提供条件は変更後の規約によります。提供条件は変更後の規約によります。

(本規約の公表)

第4条

1. 当社は、当社のホームページ(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

(用語の定義)

第5条 本規約において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること

3 付加価値情報基盤サービス	データ利活用に関するビジネスを支援するプラットフォーム。 付加価値情報基盤サービスには、別冊に定める以下のサービス(以下、「別冊に定める各サービス」といいます)を含みます。(https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html) ・Flexible InterConnect サービス
4 自営端末設備	付加価値情報基盤サービスを利用するために契約者が設置する端末設備(電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの。)
5 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

第6条 削除

(利用申込)

第7条

1. 付加価値情報基盤サービスの利用(付加価値情報基盤サービスの契約内容の変更に係るものを含みます。)を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申込むものとします。ただし、別冊に定めのある場合は、その定めるところによります。
2. 前項の契約内容の変更には、契約者が、別冊に定める各サービスについて、その利用開始を請求すること、及び、その解約を請求することを含みます。
3. 前項に際して、申込者確認のための資料を提出していただくことがあります。
4. 当社は、付加価値情報基盤サービスの利用申込単位ごとに、付加価値情報基盤サービスに係る契約IDを付与します。

(付加価値情報基盤サービスの契約申込の承諾)

第8条

1. 当社は、付加価値情報基盤サービスの利用に係る契約の申込み(変更申込を含みます。以下、本条において同じとします。)があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。付加価値情報基盤サービスに係る契約は、当社が承諾の通知を発信したときに成立するものとします。
2. 当社は前項の規定にかかわらず、次の場合には、サービスに係る契約の申込みを承諾しないことがあります。
 - ① 付加価値情報基盤サービスを提供することが技術上著しく困難なとき又は保守することが著しく困難である等、付加価値情報基盤 サービスに係る当社の業務の遂行上支障があるとき。
 - ② 付加価値情報基盤サービスに係る契約の申込みをした者が、付加価値情報基盤サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - ③ 付加価値情報基盤サービスに係る契約の申込みをした者が付加価値情報基盤サービスの利用を停止されている若しくは停止されたことがある又は付加価値情報基盤サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - ④ 付加価値情報基盤サービスに係る契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を申し出たとき。
 - ⑤ 前4号に規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。
 - ⑥ その他付加価値情報基盤サービスの提供に係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
3. 当社は、付加価値情報基盤サービスに係る契約が成立した後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第1項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った

損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社が生じた費用を負担するものとします。

第9条 削除

(最低利用期間)

第10条

1. 別冊に定める各サービスの最低利用期間は、別冊に定めるところによります。

(契約の地位の承継)

第11条

1. 相続又は法人の合併若しくは分割により付加価値情報基盤サービスに係る契約の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社の指定する方法により当社に届け出ていただきます。
2. 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3. 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

(氏名等の変更の届出)

第12条

1. 契約者は、その氏名若しくは商号又は住所若しくは所在地について変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出ていただきます。
2. 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定する資料を提示いただくことがあります。
3. 第1項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

(契約に基づく権利の譲渡)

第13条

1. 付加価値情報基盤サービスに係る利用権(契約者が付加価値情報基盤サービスに係る契約に基づいて付加価値情報基盤サービスの提供を受ける権利をいいます。以下、同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。
2. 付加価値情報基盤サービスに係る利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。
3. 当社は、前項の規定により付加価値情報基盤サービスに係る利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
 - ① サービスに係る利用権を譲り受けようとする者が、別冊に定める各サービスの料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - ② 付加価値情報基盤サービスに係る利用権を譲り受けようとする者が、付加価値情報基盤サービスの利用に係る契約の解除を受けたことがあるとき。
 - ③ 付加価値情報基盤サービスに係る利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
 - ④ 付加価値情報基盤サービスに係る利用権を譲り受けようとする者が、第15条(当社が行う付加価値情報基盤サービスの利用に係る契約の解除)第1項の規定のいずれかに該当するとき。
 - ⑤ 前4号に規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。
 - ⑥ その他、付加価値情報基盤サービスの提供に係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4. 付加価値情報基盤サービスに係る利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(契約者が行う付加価値情報基盤サービスの利用に係る契約の解除)

第14条 契約者は、付加価値情報基盤サービスに係る契約を一部または全部を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社の指定する方法により当社に通知していただきます。

(当社が行う付加価値情報基盤サービスの利用に係る契約の解除)

第15条

1. 契約者が次のいずれかに該当するときは、付加価値情報基盤サービスに係る契約の一部または全部を解除をすることがあります。
 - ① 第17条(利用停止)の規定により別冊に定める各サービスの利用を一部または全部停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - ② 当社が別に定める期日を経過してもなお、別冊に定める各サービスの料金の支払いがないとき。
 - ③ 当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
 - ④ 法令等(外国法等を含みます。以下、同じとします。)に基づく強制的な処分により 付加価値情報基盤サービスを提供することが著しく困難となったとき。
 - ⑤ その他、本規約に違反したとき。
2. 当社は、前項の規定により、付加価値情報基盤サービスに係る契約を一部または全部解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第3章 利用中止等

(利用中止)

第16条

1. 当社は、次の場合には、付加価値情報基盤サービスの利用を一部または全部中止することがあります。
 - ① 当社の設備の保守上若しくは工事上やむを得ないとき。
 - ② 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - ③ 付加価値情報基盤サービスが正常に動作せず、付加価値情報基盤サービスを継続して提供することが著しく困難であるとき。
 - ④ 法令等に基づく強制的な処分により付加価値情報基盤サービスを提供することが著しく困難となったとき。
 - ⑤ 第18条(利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
 - ⑥ 前5号に規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。
2. 当社は、前項の規定により付加価値情報基盤サービスの利用を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第17条

1. 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、付加価値情報基盤サービスの利用を一部または全部停止することがあります。
 - ① 料金その他の債務について、別冊に定める各サービスの支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - ② 第11条(契約の地位の承継)又は第32条(契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - ③ 前2号のほか、本規約に反する行為であって、別冊に定める各サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
 - ④ 前3号に規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。
2. 当社は、前項の規定により付加価値情報基盤サービスの一部または全部の利用を停止するときは、あらか

じめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用の制限)

第18条

1. 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、付加価値情報基盤サービスに係る通信の利用を中止する措置をとることがあります。
2. 当社は、他の電気通信事業者等から異議申立てがあり、付加価値情報基盤サービスの提供とその電気通信事業者等の提供するサービス等との間の通信を継続して行うことについて当社の業務の遂行に重大な支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が認めるときは、その通信の一部の利用を中止することがあります。
3. 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、付加価値情報基盤サービスの一部または全部の利用を中止する措置をとることがあります。

第4章 料金等

(料金)

第19条

1. 別冊に定める各サービスの料金は、別冊に定める料金表に定めるところによります。なお、関連法令の改正等により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税等相当額は変更後の税率により計算するものとします。
2. 物価の上昇、経済事情の変動、為替の変動、現地税制の改正等により契約金額が不相当となった場合、当社は、原則として契約金額の変更を実施できるものとします。また、既存の別冊に定める各サービスの料金等を値上げする場合は、20日前までに契約者に通知するものとします。

(料金の支払義務)

第20条

1. 契約者は、別冊に定める各サービスの提供により、別冊に定める料金の支払いを要することとします。
2. 利用停止又は利用中止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
3. 契約者は、当社と契約者との間で別段の合意がある場合を除き、次の各号の場合、当社が料金その他の債務に係る債権を、当社が別に定める事業者(以下「請求事業者」といいます。)に譲渡することを承認していただきます。また、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知を省略するものとします。
 - (1) 契約者が、株式会社NTTドコモ(以下、「NTTドコモ」といいます。)との間で締結している5G/Xi/FOMA契約の料金と併せての料金のお支払いを当社指定の方法により希望された場合(※1)
(但し、NTTドコモと契約者との間で別段の合意がある場合を除きます(※2))
 - (2) 契約者が、付加価値情報基盤サービス単体での料金のお支払いを希望された場合(※2)
4. 前項の定めに従い料金その他の債務に係る債権が請求事業者に譲渡される場合、契約者は、当社が契約者の氏名、住所及び契約者識別番号等の情報(請求事業者が契約者へ料金を請求するために必要な情報に限ります。)並びに金融機関の口座番号及びクレジットカードのカード番号等の情報(請求事業者が料金を回収するために必要な情報に限ります。)を当社が請求事業者へ提供することにつき、同意していただきます。但し、前項第1号に該当する場合は、当社からNTTドコモにこれらの情報が提供されること及びNTTドコモからNTTファイナンス株式会社(以下、「NTTファイナンス」といいます。)へ情報の提供がされることにつき同意していただきます。
5. 第3項の定めに従い料金その他の債務に係る債権が請求事業者に譲渡される場合、契約者は、第3項の規定に基づき請求事業者へ譲渡された債権に係る情報(請求事業者への支払状況に関するものに限ります。)が請求事業者から当社に提供されることにつき同意していただきます。この同意は、当社が請求事業者に

代って契約者から取得したものとして取り扱われます。但し、第3項第1号に該当する場合は、これらの情報が、NTTファイナンスからNTTドコモへ提供されること及び株式会社NTTドコモから当社へ提供されることにつき同意していただきます。この同意は、当社が、NTTファイナンスおよびNTTドコモに代って契約者から取得したものとして取り扱われます。

(※1)請求事業者は、NTTファイナンスを指します。料金その他の債務に係る債権は当社からNTTドコモに譲渡され、更にNTTドコモからNTTファイナンスへ譲渡されるものとします。この場合の支払方法はNTTファイナンスが定める「通信サービスご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約によるものとします。なお、NTTファイナンスから契約者への請求書の送付をもってNTTファイナンスがNTTドコモに代って債権譲渡を通知したものととして取扱うものとします。

(※2)請求事業者は、NTTドコモを指します。料金その他の債務に係る債権は当社からNTTドコモに譲渡されるものとします。この場合の支払方法はNTTドコモが定める「NTTコミュニケーションズご利用料金等の請求・収納業務」に係る取扱い規約によるものとします。

(料金の計算方法等)

第21条 利用料金、工事に関する費用などの料金の計算方法並びに支払方法は、別冊に定める各サービス料金表通則及び料金表に定めるところによります。

(割増金)

第22条 契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第23条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。))について支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払い期日の翌日から起算して15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注)本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とします。

第5章 データの取扱

(データの取扱)

第24条 当社は、当社の電気通信設備に保存された契約者のデータ(以下、「契約者データ」といいます。)が、滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、その結果契約者又は第三者に発生した直接若しくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、責任を負わないものとします。

(データの利用)

第25条

1. 当社は、当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又はSDPFサービスの提供の維持運営のため、契約者データを確認、複写又は複製することがあります。
2. 当社は、前項の用途以外で契約者データを利用しないものとします。
3. 契約者は、契約者が付加価値情報基盤サービスに係る当社の電気通信設備に登録又は保存したデータ等を、自らの責任でバックアップとして保存するものとします。
4. 契約者は、付加価値情報基盤サービスに係る契約が終了等するとき(契約者が料金表に規定するメニュー又はプランを廃止するときを含みます。))には、前項に規定するデータ等を、自己の責任と費用負担において、必要に応じ退避するものとします。
5. 付加価値情報基盤サービスを利用して契約者が提供または伝送するデータ等(コンテンツを含みます。))に

については、契約者の責任で提供されるものであり、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

(データの消去)

第26条

1. 当社は、契約者データが当社の定める所定の基準を超えたとき又は第17条(利用停止)1項のいずれかに該当するときは、契約者に対し何らの通知なく、現に蓄積しているデータを削除又はデータの転送を停止することがあります。
2. 当社は、付加価値情報基盤サービスに係る契約の解除等があったときは、契約者データを削除します。
3. 前2項の場合において、当社は、契約者又は第三者に発生した直接若しくは間接の損害について、その原因の如何を問わず、責任を負わないものとします。

第6章 損害賠償等

(責任の制限)

第27条

1. 当社は、別冊に定める各サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、別冊に定める各サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続した場合に限り、その契約者の損害に対して責任を負うものとします。
2. 前項の場合において、当社は別冊に定める各サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する月額上限料金若しくは月額日割料金(料金表の利用料金のうち、別冊に定める各サービスが全く利用できない状態が生じた時点において契約者が利用している部分に係るものに限ります。)の合計額を上限として、その責任を負うものとします。
3. 前2項の規定にかかわらず、別冊に損害賠償の取扱いについて別段の定めがある場合は、その定めるところによります。
4. 当社の故意又は重大な過失により別冊に定める各サービスを提供しなかったときは、前3項の規定は適用しないものとします。

第7章 サービスレベル合意書

(サービスレベル合意書の適用)

第28条 当社は、別冊に定める各サービスの提供にあたり、サービス品質に関する指標(以下、「サービスレベル」といいます。)を設定し、そのサービスレベル、対象及び適用条件等は別冊に定める各サービスの「サービスレベル合意書」に定めるとおりとします。

第8章 雑則

(免責)

第29条

1. 当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者に係る損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、付加価値情報基盤サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に当該の損害を負担させないものとします。
2. 当社は、付加価値情報基盤サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、付加価値情報基盤サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任を負担しないものとします。
3. 当社は、本規約の変更等により自営端末設備等の改造又は変更(以下、この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
4. 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限で

きない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

(付加価値情報基盤サービスの廃止)

第30条

1. 当社は、付加価値情報基盤サービスの別冊に定める各サービスまたは全部の提供を廃止することがあります。この場合、当社は、150日の予告期間において契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の判断により、別冊に定める各サービスの内容の追加、変更を行うことがあります。なお、サービス内容の追加・変更について契約者に著しい不利益を及ぼさないと当社が判断した場合、付加価値情報基盤サービス公開ホームページに掲載することでサービス仕様書等を、予告期間をおかずに変更できるものとします。
3. 当社は、別冊に定める各サービスの一部機能の提供を廃止するときで、あらかじめ契約者に対してその廃止する機能の代替となる手段または同等の機能を提示できない場合、20日以上予告期間をもって、変更後の一部機能の内容を、通知するものとします。ただし、料金表に定める諸規定などに別段の定めがある場合はこの限りではありません。
4. 本条の規定による付加価値情報基盤サービスの一部または全部の廃止があったときは、付加価値情報基盤サービスの利用の一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
5. 本条の規定による付加価値情報基盤サービスの一部または全部の廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は責任を負いません。

(法令に規定する事項)

第31条 付加価値情報基盤サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(契約者の義務)

第32条

1. 契約者は、次のことを守っていただきます。
 - ① 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
 - ② 付加価値情報基盤サービスの利用によりアクセス可能な当社又は第三者のデータを改ざん、消去する行為をしないこと。
 - ③ 第三者になりすまして付加価値情報基盤サービスを利用する行為をしないこと。
 - ④ 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - ⑤ 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
 - ⑥ 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - ⑦ その他、法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - ⑧ その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
 - ⑨ 前号に 規定するほか、別冊に定める場合のいずれかに該当するとき。
2. 契約者は、前項の規定に違反して付加価値情報基盤サービスの利用に係る当社の電気通信設備等を毀損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
3. 当社は、契約者の本条に規定する義務違反により契約者又はその他の者に発生する損害について責任を負わないものとします。
4. 契約者は、付加価値情報基盤サービスに係るID及びパスワード(以下、「ID等」といいます。)を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはなりません。当社は、ID等の一致を確認した場合、当該ID等を保有する者として登録された契約者が付加価値情報基盤サービスを利用したものとみなします。
5. 契約者が前項の規定に違反して付加価値情報基盤サービスに係る当社の業務遂行又は当社の電気通信設

備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当社が判断した場合、当社はID等の変更その他当社が別に定める必要な措置をとる場合があります。当該措置により契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

6. 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめその理由、その他必要な措置をとる旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
7. 契約者は、日本国の輸出関連法規を遵守するものとします。
8. 契約者は、付加価値情報基盤サービスまたは付加価値情報基盤サービスに係るソフトウェアを、直接的であれ間接的であれ輸出若しくは持ち出す場合または非居住者に提供する場合は、経済産業省の許可を取得する等、必要な手続きをとらなくてはなりません。
9. 契約者は、契約者が日本国により輸出又は技術の提供を禁止されている者ではないこと又は日本国の輸出関連法規に定める外国ユーザーリストに掲載されている者ではないことを保証しなければなりません。
10. 契約者は、付加価値情報基盤 サービス又は付加価値情報基盤サービスに係るソフトウェアを、日本国の輸出関連法規に定める核兵器を含む大量破壊兵器若しくは、通常兵器等の開発、製造または使用のために使用してはなりません。

(契約者の協力義務)

第33条

1. 当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、及び当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。
 - ① 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
 - ② 故障予防又は回復のため必要な場合
 - ③ 技術上必要な場合
 - ④ その他、当社が必要と判断する理由がある場合
2. 契約者は、付加価値情報基盤サービスが不正に利用され、又は利用されようとしているときには、直ちに当社に通知するものとし、付加価値情報基盤サービスの不正利用に係る当社の調査に協力するものとします。

(契約者に対する通知)

第34条

1. 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。
 - ① 当社のWeb サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - ② 契約者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレスを管理する電気通信設備に到達した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - ③ 契約者が利用申込の際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
 - ④ その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する当該通知が完了したものとみなします。
2. 本規約又は関連法令において書面による通知手續が求められている場合であっても、契約者は、当社が前項各号の手續をもって書面による通知に代えることができることに予め同意するものとします。

(当社の知的所有権)

第35条

1. 付加価値情報基盤サービスの提供に関連して当社が契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム又は物品(本規約、付加価値情報基盤 サービスの仕様書、取扱マニュアル等を含みます。以下、本条にお

いて同じとします。)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。)及び著作者人格権(著作権法第18条から第20条の権利をいいます。)並びにそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

2. 契約者は前項のほか、次のとおりプログラム等を取り扱うものとします。

- ① 付加価値情報基盤 サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- ② 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
- ③ 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
- ④ 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
- ⑤ 当社が指定する使用範囲を超えて使用しないこと。

3. 契約者が前項の規定に違反したことにより、付加価値情報基盤サービスに係るソフトウェア等を提供する第三者が、当該第三者の知的財産権を侵害しているとするクレームを提起した場合、当社は、付加価値情報基盤サービスの利用を停止することがあります。また、契約者は、当社が当該第三者に支払った違約金、その他の損害等について、契約者がこれを負担することに同意するものとします。

4. 本条の規定は、付加価値情報基盤サービスに係る契約の終了後も効力を有するものとします。

(個人情報の取扱い)

第36条

1. 当社は、付加価値情報基盤サービスの提供にあたり、当社が取得する契約者に係る個人情報(以下、本条において「契約者個人情報」といいます。)の取扱いについては、当社のプライバシーポリシー及びサービス提供を行う拠点の準拠法の定めるところによります。
2. 当社は、当社が保有している個人情報について契約者から開示の請求があったときは、原則として開示をします。
3. 契約者は、前項の請求をし、その個人情報の開示(該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。)を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。
4. 当社は、本条に基づく契約者個人情報の取扱いを、第三者に委託する場合があります。

(通信ログの取扱い)

第37条 当社は、付加価値情報基盤サービスの利用に係る通信ログについて、課金・料金請求、サービスの維持・継続及びネットワークの安定的運用等の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります、契約者はこれに同意するものとします。

(第三者への委託)

第38条

1. 契約者は、当社が付加価値情報基盤サービスを提供するにあたり、付加価値情報基盤サービスの提供の全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。
2. 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、本規約に定める範囲で責任を負うものとします。

第39条 削除

第40条 削除

(管轄裁判所)

第41条 契約者と当社との間で付加価値情報基盤サービスの提供又は利用に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第42条 本規約に関する準拠法は日本法とします。

補足 削除

附則

(実施期日)

1 この利用規約は、令和4年7月1日から実施します。

(吸収分割に伴う取り扱いについて)

2 NTTドコモが次の表の左欄の利用規約(以下「旧利用規約」といいます。)の規定により締結し、令和4年5月13日付け吸収分割契約により当社に 承継された契約の規定は、この利用規約実施の日において、次の表の右欄の利用規約(以下「新利用規約」といいます。)の規定によるものとします。

旧利用規約 (NTTドコモ)	新利用規約(当社)
ドコモの固定VPN 付加価値情報基盤サービス利用規約	ドコモの固定VPN 付加価値情報基盤サービス利用規約

3 この利用規約実施前に、お客様がNTTドコモに対し旧利用規約の規定により行った手続きその他の行為は、新利用規約の規定に基づいて行ったものとみなします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年10月25日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定の実施の際現に、改正前の規定により提供しているFlexible InterConnectサービス(プランが10Mのものに限ります。)に係る利用料金については、なお従前のとおりとします。

ただし、そのFlexible InterConnectサービスについて、プラン変更等があったときは、この限りではありません。

3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年11月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。